

大山町商工業者事業継続給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町商工業者事業継続給付金(以下「給付金」という。)を給付することについて、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に大きく影響を受けた町内商工業者の事業継続支援を目的とする。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住民票のある個人又は町内に主たる事業所を有する個人若しくは法人
 - (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者
 - (3) 一次産業、医療・福祉事業、発電業、金融業、複合サービス事業等を営む者でない者
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月から8月の総事業収入が前々年同期(以下「基準期間」という。)と比べ30%以上減少している者
 - (5) 雇用を継続する意思がある者
 - (6) 新しい生活様式のガイドライン(鳥取県が作成した事業者向けの新型コロナウイルス感染予防対策例又は業界団体が作成した新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン)への対応や、鳥取県新型コロナウイルス安心対策認証店の取得など、新型コロナウイルス感染症からの回復後を見据えた事業継続を目指している者
- 2 前項第4号の規定にかかわらず、平成31年1月1日から令和2年5月1日までに新規創業した者については、基準期間を創業した月から令和2年12月までの任意の連続した8か月とすることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象者としなない。
- (1) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化教育することを目的とする法人又は個人
 - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)と密接につながりのあると認められる法人又は個人
 - (3) 法人においては代表者及び構成員が、暴力団員等(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)であると認められる者
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む法人又は個人

(給付金額)

第4条 給付金の額は、別表の第1欄の基準期間の月平均事業収入に応じた第2欄に掲げる額とする。

2 給付対象者が受けられる給付金は1回限りとする。

(給付申請の時期等)

第5条 給付金の給付申請は、令和4年1月31日までに行わなければならない。

2 給付対象者は、給付金の給付を受けようとするときは、大山町商工業者事業継続給付金給付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 基準期間及び令和3年1月から8月の事業収入が確認できる確定申告書類等
- (2) 納税確認同意書
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

(給付金の給付の決定)

第6条 町長は、給付金の給付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、給付金を給付すべきものと認めたときは、速やかに給付金の給付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があると認めたときは、申請に係る事項に修正を加えて給付金の給付の決定をすることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金を給付しないものとする。

- (1) 虚偽その他不正な行為によるもの
- (2) 当該給付制度の目的を逸脱する恐れがあるもの
- (3) その他町長が不相当と認めるもの

(給付決定の通知)

第7条 町長は、給付金の給付又は不給付の決定をしたときは、申請者に対し給付金の給付（不給付）決定兼額の確定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(給付金等の給付の請求)

第8条 給付事業者は、給付金の給付の請求をしようとするときは、規則第21条に規定する補助金等交付請求書に前条に定める給付決定兼額の確定通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(給付金の給付等)

第9条 町長は、前条に規定する請求があったときは、請求書及び添付書類の内容の審査を行い、適正と認めるときは速やかに給付し、かつ、その旨を申請者に通知するものとする。

(給付金の返還等)

第10条 町長は、給付金の給付を受けた事業者が、虚偽の申請等により不正に給付金を受けたときは、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

2 この要綱の実施については、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(平成25年大山町条例第31号)を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限りでその効力を失う。

別表 (第4条関係)

1 基準期間の月平均事業収入	2 給付額
20万円以上 50万円未満	200,000円
50万円以上 100万円未満	500,000円
100万円以上 200万円未満	1,000,000円
200万円以上	2,000,000円

大山町長 様

申請者 住所及び所在地
氏名又は法人名
及び代表者氏名
連絡先

大山町商工業者事業継続給付金給付申請書

大山町商工業者事業継続給付金給付要綱第 5 条の規定により、給付金の給付を受けたいので以下のとおり申請します。

給付金申請額	円		
ア. 基準期間の事業収入	円	イ. 令和3年1月から8月の事業収入	円
ウ. 事業収入減少率 (ア-イ)/ア×100	%	エ. 基準期間の月平均事業収入 ア/8	円
事業収入減少の原因			
添付書類	法人	個人事業主	
	<input type="checkbox"/> 基準期間の事業収入が確認できる法人税確定申告書別表 1 及び法人事業概況説明書控え等 <input type="checkbox"/> 令和 3 年 1 月から 8 月の事業収入が確認できる売上台帳等 <input type="checkbox"/> 納税確認同意書 <input type="checkbox"/> (別紙) 事業収入算定表 <input type="checkbox"/> (新規創業) 全部履歴事項証明書等	<input type="checkbox"/> 令和元年 (又は令和 2 年) 所得税確定申告書第 1 表及び所得税青色申告書決算書控え (白色申告の場合は収支内訳書控え) <input type="checkbox"/> 令和 3 年 1 月から 8 月の事業収入が確認できる売上台帳等 <input type="checkbox"/> 納税確認同意書 <input type="checkbox"/> (別紙) 事業収入算定表 <input type="checkbox"/> (新規創業) 開業届出書控え等	

誓約事項 ①から③すべて満たすことを誓約します。また、大山町商工業者事業継続給付金給付要綱第 3 条第 3 項第 1 号から第 4 号のいずれにも該当しません。

- ①今後も事業を継続する意思があります。 ②雇用を継続する意思があります。
- ③新しい生活様式のガイドラインへの対応や、鳥取県新型コロナウイルス安心対策認証店の取得など、新型コロナウイルス感染症からの回復後を見据えた事業継続を目指します。

様

大山町長

大山町商工業者事業継続給付金給付（不給付）決定兼額の確定通知書

年 月 日で申請のあった標記給付金については、大山町商工業者事業継続給付金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり給付する（しない）ことに決定したので、同要綱第7条の規定により通知します。

記

(給付する場合)

- 1 給付金の給付の対象となる事業の内容については、年 月 日付けによる申請書記載のとおりとする。
- 2 給付金の額は、次のとおりとする。

給付金の額 円

(給付しない場合)

- 1 不給付の理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消の訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大山町を被告として(訴訟において大山町を代表するものは大山町長となります。)、提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。